

見積り合わせに関する公告

下記のとおり見積り合わせに付します。

平成24年8月6日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長

記

1. 見積り合わせに付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名称 | 不動産の価格にかかる鑑定評価 |
| (2) 対象財産 | 別紙対象財産一覧表のとおり |
| (3) 見積合せ申込件数 | 別紙対象財産一覧表申込番号のうち1口とする。 |
| (4) 業務の仕様 | 仕様書のとおり |
| (5) 履行期限 | 申込番号1・2・3 平成24年9月24日(月)
申込番号4 平成24年10月4日(木) |
| (6) 納入場所 | 仕様書のとおり |

2. 見積り合わせに参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 平成22、23、24年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)において等級決定通知を受けた者で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は競争参加資格審査申請書を提出し、参加要件報告書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」で同様の参加資格を有することが確認できる者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において各省各庁の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による)。
- (5) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者。
- (6) 支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であつて、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者。

3. 見積り合わせに参加する者に必要な要件

- (1) 不動産鑑定業者の事務所(本・支店、営業所)が沖縄県に所在すること。
- (2) 不動産鑑定業者が過去3年間に於いて、沖縄県内地域に関する公示地・基準地の調査実績を有すること。
- (3) 評価(及び審査)担当不動産鑑定士が豊富な評価経験を有すること。(3年以上の経験を有すること)
- (4) 評価(及び審査)担当不動産鑑定士が過去3年間に評価財産に見合う同種、または、類似の鑑定評価実績を有すること。

4. 見積り合わせ参加説明書等の交付期間・場所

- (1) 交付期間
平成24年8月6日(月)～平成24年8月15日(水)
- (2) 交付場所
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館 10階
沖縄総合事務局 財務部 管財総括課
- (3) 受付時間
8時30分から12時及び13時から17時15分(なお、行政機関の休日を除く。)

5. 見積り合わせ参加申込書及び参加要件報告書の提出期限・場所

- (1) 提出期限
平成24年8月16日(木)17時15分まで
- (2) 提出場所
上記4の(2)に同じ
- (3) 受付時間
8時30分から12時及び13時から17時15分(なお、行政機関の休日を除く。)
なお、見積り合わせ参加申込審査において、競争参加資格がないと認めた場合には、速やかに通知する。

6. 見積り合わせ参加申込書及び参加要件報告書の審査等

提出のあった参加申込書及び参加要件報告書について審査を行い、結果を通知する。

7. 見積り合わせ日時・場所(郵送の際の提出期限)

- (1) 日 時
申込番号1:平成24年8月21日(火) 11時00分
申込番号2:平成24年8月21日(火) 14時00分
申込番号3:平成24年8月21日(火) 15時00分
申込番号4:平成24年8月21日(火) 16時00分

(2) 場 所

沖縄総合事務局総務部会計課入札室(7階)
なお、見積り合わせの締切後、ただちに同会場にて見積書の開封を行う。

※郵送による場合は、平成24年8月20日(月)17:15必着とし、簡易書留にて下記へ送付すること。また、送付する旨、事前に連絡を入れること。

郵送時の送付先 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第一係 伊敷宛

事前連絡先 098-866-0046(直通)

(3) 再度の見積り合わせ

開封の結果、委託業者(契約相手方)となるべき者がいないときは、開札に立会っている者を対象として再度の見積り合わせを実施します。

8. 見積書等の無効

(1) 本公告に示した見積り合わせに参加するために必要な資格のない者の見積書は無効とする。

(2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。

(3) 見積り合わせ参加者説明書の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。

なお、無効な見積書を提出していた者を委託業者としていた場合は見積り合わせ成立の決定を取消す。

9. 委託業者の決定等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。なお、同額の見積価格があった場合は、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

10. 契約書等の作成等

「請書」を提出するものとする。

11. 契約保証金

免除する。

12. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。

(2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。

(3) 具体的な手続きは、見積り合わせ参加説明書による。

(4) その他不明な点については、沖縄総合事務局 財務部 管財総括課に照会すること。

TEL 098-866-0096

対 象 財 産 一 覧 表

申込 番号	所 在 地	区分	現況地目 (登記地目)	数 量 (㎡)		数 量 (建) (㎡)		数 量 (延) (㎡)		備 考
1	沖縄市久保田 三丁目223番2	土地	宅 地 (宅地)	1,273	42					
		建物	事務所建			327	60	999	92	RC 3階建
		建物	倉庫建			50	76	50	76	S 平屋建
2	うるま市石川兼久原 426番	土地	宅 地 (宅地)	1,006	80					
		建物	事務所建			370	69	342	58	RC平屋建
		建物	雑屋建			17	55	17	55	RC平屋建
3	名護市字屋部大島42 番3の内	土地	宅 地	798	00					
		建物	住宅建			142	32	414	50	RC 3階建
		建物	雑屋建			15	15	15	15	CB 平屋建
		建物	雑屋建			11	20	11	20	
4	本部町字豊原桃原 508番2 外93筆	土地	原野 (原野外)	109,180	17					